

令和6年6月19日

## 逗子崩落事件における管理会社従業員との和解成立を受けて

CALAMVS法律事務所

弁護士 南 竹 要



### 1 遺族による一連の訴訟

2020年（令和2年）2月5日午前8時ころ、逗子市池子2丁目のマンション敷地の斜面が崩れ、土砂に巻き込まれて高校3年の女子生徒（当時）が死亡した事件につき、当職がご遺族を代理して、追行して参りました一連の訴訟が終了しました。

このような事件が生じることによって、事故当時の法制度から、その責任を問うためには、複数の訴訟を提起し、住民同士が争う手段しかありませんでした。

原告は、①マンションの区分所有者ら及び管理組合に対する土地工作物責任を問う訴訟、②マンション管理会社（大京アステージ）及び事故直前にクラック発見の報を受けたが行政機関などへ連絡を入れる必要がないと判断した管理会社従業員への不法行為責任を問う訴訟、③崩落斜面が何らの急な天候不順がないにもかかわらず崩落するほどの状態にあったにもかかわらず、県の法令に基づく調査が直前の1月、11月に二度もなされた際にその危険を探知できなかったことに対する国家賠償責任を問う訴訟を提起して参りました。

このうち、①事件については、住民側が1億円の賠償金の一部を支払うことで和解が成立し、②事件については、マンション管理会社及び同従業員に対する法的責任を認めた1審判決を勝ち取り、マンション管理会社は控訴せずに1審判決が確定し、同従業員がこれを不服として控訴しておりました。③事件については、1審判決は県の責任を否定しましたが、黒岩県知事が「県としては、このような痛ましい事故が二度と起こってはならないという強い思いで、がけ崩れ対策に取り組んでまいります」と表明し対策を明言しました。

## 2 一連の訴訟の終結

②事件における、管理会社従業員による控訴審において、同従業員は、自己に法的責任がないこと、仮に法的責任があるとしても、1審で、連帯責任を負うとされた管理会社が確定した判決に従って賠償金の支払いを既に行っており、さらなる賠償義務はないと主張してきました。

しかし、その後、従業員側が、一転して謝罪する意向を示し、遺族がこれに応じることとしました（本日付で訴訟上の和解が成立）。和解条項では、遺族側が検察審査会への申し立てを含め、従業員に刑事処分を求めないことも盛り込まれました。

これによって、4年近く続いた遺族側の一連の訴訟手続きは終結することとなりました。

ご遺族としては、二度とこのような被害を生んではならないという思いで訴訟を提起し、社会に向けて問題の所在を発信してきたつもりであり、その思いは変わりません。

## 3 代理人としての受け止め

宅地の老朽化が進むと同時に、大雨等の頻度も高まっており、土砂災害リスクが人々の身近に迫っているにもかかわらず、一度民有地の崩落事故が生じると、現状の法制度のもとでは、住民同士が訴訟をするなどして、問題の解決に当たるほかありません。

近年では、行政側が、災害の激甚化に対応するため、長期的に危険な場所に住まないようにする、いわゆる「逆線引き」を進める動きがあります。しかし、これは、長期的に人を住まわせないようにしていく対策であり、現に存在する民有地の老朽化リスクには即応できません。

黒岩県知事が、取り組むと約束したとおり、行政側による積極的な法制度の改定や運用上の緻密化を早急に進めるよう注視していく必要があります。マンションだけでない宅地全般の老朽化には、多くの利害関係人が主体的にかかわっていく必要があります。関係各位におかれましては、それぞれの職域における高い志と倫理感をもって取り組んで頂きたいものです。